

令和5年度 青葉小学校いじめ防止基本方針

霧島市立青葉小学校

<p>法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」 ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」 ○「霧島市いじめ防止基本方針」→「青葉小学校いじめ防止基本方針」を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定 ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定 	<p>本校学校教育目標</p> <p>知恵をしぼり 力を合わせ とことんやり抜く力を備えた 児童の育成</p>	<p>市がいじめ防止等に関する基本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 ○ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ○まだ気付いていないいじめがある。 ○いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○いじめは、人権侵害であり、人として決して許さざるべき行為ではない。
<p>いじめ問題への学校の目標</p> <p>いじめ問題には、組織として対応し、未然防止・早期発見・早期解決に努め、全児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。</p>		

<p>【青葉小学校いじめ対策委員会】</p>	
<p>1 「心の教育推進委員会」(年3回)</p> <p><構成> 管理職, 生徒指導主任, 人権同和教育係, 教育相談係, 養護教諭 (必要に応じて学年主任及び関係担任等)</p> <p><内容> ・ 年間を通じた取組等について検討 ・ 「学校楽しいーと」の結果分析・検討・対応等についての協議 ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成</p> <p>2 関係者の会【校長, 教頭, 生徒指導主任, 学年主任, 養護教諭】</p> <p>3 事案に応じ, その他必要に応じた関係者を加えたケース会議【1に加え担任】</p> <p>4 地域の関係者, 第三者を加えた会【1に加え, 学校評議員, 民生委員, 自治会長, PTA役員等】</p> <p>5 専門家等を加えた会【3のうち1回は, スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】 (2~4は, 必要に応じて行う)</p>	

<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級PTA, 学年PTA, PTA総会の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の説明(入学時, 年度の開始時) ・教育講演会の実施 ○いじめ問題に関する資料の配付 ○教育相談の実施 ○学校ホームページで学校基本方針の公開 ○日常的な観察や会話 	<p>学校の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営, 学習指導, 道徳教育の充実 ・児童会によるいじめ防止活動(児童総会, 児童集会, 委員会活動等) ・共感的理解・受容的態度による信頼関係づくり ・「居場所づくり」「絆づくり」 ○早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校楽しいーと」の実施(学期1回) ・個別相談, 教育相談 ・職員間における情報交換(事例研修) ○対応 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会で対応確認 ・被害者, 加害者への適切なケア及び指導 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用 	<p>市教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導主事の派遣及び助言 ○いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○研修等への講師派遣 <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○児童相談所 ○市町村の福祉部局等
---	---	--